

## 会 議 の 経 過

委 員 長（河野 豊君）

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の欠席委員はおりません。

ここで、本日の決算特別委員会前に、副町長から決算報告書について発言したい旨の申し出がありましたので、これを許します。

副町長。

副 町 長（保土澤正教君）

改めまして、おはようございます。

会議冒頭、委員長のお許しをいただき、発言をさせていただきます。

きのう、9月5日の一般会計決算特別委員会において、苫米地委員からご指摘をいただきました決算報告書主要施策の概要、ピンクの本でございますが、において町財政の根幹をなす第3表、歳入決算額の状況について、一部、端数処理や係数処理において不適切な誤りがありました。

これは決算報告書の作成後に、一部の款、12款及び13款でございますが、一部の款で誤りがあることを認識後に、これを訂正する際に、部分訂正で済むという安易な考え方で事務処理が行われたことが原因として考えられます。深く反省すると同時に、おわびを申し上げたいと思います。

ご指摘をもとに、再度一般会計及び特別会計をチェックした結果、これからご説明を申し上げますが、数ページの箇所において訂正、修正が必要なことが判明いたしました。もとより事務を預かるトップとして、常日ごろ事務処理に当たっての注意喚起はしておりますが、このようなケアレスミスを防げなかったことに改めて責任を痛感しております。今後は、このようなことがないように、職員とともに気を引き締めて事務処理に当たりたいと思っておりますので、よろしくご指導をいただければ幸いです。

なお、決算書においては誤りがないことを申し添えておきます。

それでは、修正、訂正についてこれから説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

委員長（河野 豊君）

ありがとうございました。

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

それでは、訂正箇所についてご説明申し上げます。

皆さんに、事前に机のほうに配付した資料に基づいて説明させていただきます。

1枚目、2枚目は訂正内容を記載したものでございます。

少し見にくいので3枚目をごらんください。

下にページがありますが、これが決算報告書にあるページになります。4ページ目になります。

赤い部分が訂正になった箇所であります。今回の指摘を受けまして、文章なども含めて総点検させていただきました。その結果、上段の説明文書にも訂正箇所がありましたので、赤い字で訂正させていただきました。

ご指摘を受けました下の第3表については、12款分担金及び負担金の収入済額、収入未済額、それと20款諸収入の収入済額、収入未済額、そして一番下の計の部分の不納欠損額と収入未済額、いずれも赤い字になっている箇所ですが、その箇所が訂正になります。

なお、この4ページの金額が訂正になることで連動して訂正になる箇所が発生してまいります。それがめくって5ページ下に記述がありますが、さらに8ページ、13ページというぐあいになります。いずれも訂正箇所は赤書きで表示させていただきました。

また、今回の指摘を受けまして、ほかの特別会計についてもチェックをさせていただきました。その結果、下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計にも一部訂正箇所が見つかりましたので、さらにめくっていただいて63ページと67ページについても、訂正したものをページごと配付させていただいております。

このたびは基本的なミスにより大変ご迷惑をおかけいたしました。深くおわび申し上げますとともに、今後においてはこのようなことのないよう努めてまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。大変申しわけありませんでした。

委員長（河野 豊君）

ただいま企画財政課長からご説明がありました。この件に関して、皆様のほうから何かご発言がありますでしょうか。

苫米地委員。

## 1 2 番（苫米地繁雄君）

大変ありがとうございます。

私、前の委員会でもこういうことを発言したことがあるんですよ。報告したのこの決算書とどっち正しいんだということを発言したことがあるんですよ。

それから、さっぱり目を通してこないというのが原因で、私、今回の発言をさせてもらったわけですけども。やっぱりこのチェックの、何といいますかマニュアルでもつくって、何か詰めていくと担当課長にこれがみんなよってしまう、あるいは担当課に、それを担当している職員に向かってしまうものですから、非常に何かやりにくいんですよ。ですから、担当課はもちろんつくるんでしょう、補佐はチェックするでしょう、課長もチェックするでしょう、またその上に副町長もいるでしょうし、町長もいるでしょうし、みんなそれを真剣にチェックをして、このような過ちがないようにやっていただきたいと、こう思います。

以上です。

## 委員 長（河野 豊君）

答弁求めますか。

町長。

## 町 長（吉田 豊君）

今ご報告させていただきましたが、決算という中で根本的な部分において、このように報告書、確かに副町長からありましたように、係数ですとか端数処理ですとか決算書のほうはそのまましっかりと数字が円まで打ち込まれているんでありますけれども、報告書を作成という中であって、そのような上がったたり下がったりという部分が、半端なところが出てまいります。それらのことを正しくチェックしないでこの決算委員会という場にまで及んでしまって、不適正であったということ、心からおおび申し上げたいなというふうに思います。

私どもといたしましても、こういう六戸町でございますから、端数処理という部分、それらをどのように捉えていくかという部分も、これを反省としてしっかりと今後やってまいり

たいと思いますので、心から大変失礼をおかけしましたことおわび申し上げたいというふうに思います。逆にまたご指摘を賜りましたこと、感謝申し上げたいというふうに思います。どうもありがとうございます。

委員長（河野 豊君）

そのほかございますか。

苫米地委員。

12番（苫米地繁雄君）

大変ありがとうございます。

この表でこの合計に対して合わせていかなければならないと、何というんですか、四捨五入したり切り捨てたりという、こういう操作をしなければならぬということは重々承知の上でミスをした。たまたま修正したところの合計が合わなかったの、そこからこう電卓をおいていったら結構出てきたものですから、この前のような失敗になってしまったわけで。ここは大変な作業だと思いますので、十分気をつけてやっていただきたいと思います。

以上です。

委員長（河野 豊君）

答弁はよろしいですか。

（「はい」の声あり）

委員長（河野 豊君）

ただいまの件については、これで終了させていただきます。

引き続き、会議を続けます。

ただいまの出席委員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の決算特別委員会を開会いたします。

開議（午前 9時57分）

委員長（河野 豊君）

六戸町議会委員会条例第19条の規定により、出席要求した者及び委任による出席者の氏名についてはお手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

これより各特別会計決算の審査に入ります。

認定第2号 平成27年度六戸町国民健康保険事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

担当課長より決算の概要について説明を求めます。

町民課長。

町民課長（川原 徹君）

認定第2号 平成27年度六戸町国民健康保険事業特別会計決算認定について、こちらの決算報告書によりご説明申し上げます。

こちらの決算報告書の57ページをお願いいたします。

まず、一般状況についてですが、一部負担割合、出産育児一時金、葬祭費の給付額については、26年度と変更ございません。

対象世帯数については、平成27年度末で1,862世帯、対前年度比37世帯の減、被保険者数は3,242人で、対前年度比156人、4.6%の減でありました。

次に、財政状況についてご説明いたします。

第1表をごらんください。

歳入決算額は15億2,984万7,000円、歳出決算額は15億2,389万1,000円で、歳入歳出差額は595万6,000円となり、全額を国民健康保険事業基金に積み立ていたしました。

続きまして、58ページ、第3表をごらんください。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。

歳入の主なものは、第1款国民健康保険税3億3,449万6,000円で、歳入全体に対する構成比率は21.9%、前年度比3%の減。4款国庫支出金は3億519万2,000円で、構成比率は19.9%、前年度比0.3%の減。5款療養給付費交付金は7,656万1,000円で、構成比率は5%、前年度比24.5%の増です。続きまして、第6款前期高齢者交付金は2億3,691万5,000円で、構成比率は15.5%、前年度比7.4%の増。7款県支出金は9,116万6,000円で、構成比率は6%、前年度比14.3%の増です。続きまして、8款共同事業交付金は3億5,124万7,000円で、構成比率は23%、前年度比176.5%の増。これは共同事業における交付対象額の変更に

よるものです。10款繰入金は1億2,764万3,000円で、構成比率は8.3%、前年度比36.5%の減となりました。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

60ページ、第5表をごらんください。

歳出決算額計で15億2,389万1,000円となり、このうち主なものは2款保険給付費8億3,378万1,000円で、歳出全体の54.7%を占め、前年度比で0.3%の減となりました。3款後期高齢者支援金等は1億8,657万円で、構成比率は12.3%、前年度比2.6%の減。6款介護納付金は8,760万9,000円で、構成比率は5.7%、前年度比8%の減。7款共同事業拠出金は3億7,027万5,000円で、構成比率は24.3%、前年度比142.9%の増。8款保健事業費は1,470万2,000円で、構成比率は1%、前年度比14.5%の増。11款諸支出金は738万4,000円となり、構成比率は0.5%、前年度比73.4%の減となりました。減額の主な要因は療養給付費、国庫負担金返還金の減によるものであります。

61ページと62ページは施策の概要について記載してございます。

以上で認定第2号の説明といたします。

以上です。

委員長（河野 豊君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

議事進行上、総括、歳入、歳出に区分して質疑を受けます。

最初に、歳入歳出の総括について質疑を受けます。

各特別会計決算書の1ページから13ページまでであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（河野 豊君）

質疑なしと認めます。

次に、歳入の事項別明細について質疑を受けます。

14ページから27ページまでであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(河野 豊君)

質疑なしと認めます。

次に、歳出の事項別明細及び実質収支に関する調書について質疑を受けます。

28ページから44ページまでであります。

質疑ありませんか。

高坂委員。

5 番(高坂 茂君)

決算書の39ページ、それとこのピンクの決算報告書の62ページごらんください。

人間ドック業務、特定健診保健指導業務、それとこのピンクのほうは特定保健指導とあります。

この前、課のほうから説明を受けて、内容の把握はしているつもりです。

それで、青森県は短命県返上ということでキャンペーンをやっております。そして、人間ドックのほうも数値が上がってきていますので、かなり受診率は向上しているんだと思います。ただ、特定健診については横ばい状態かなというふうに私は思っているところです。

そして、この62ページのほうですけれども、動機づけ支援指導、これ61名。ここら辺の中身についてちょっと説明していただきたい。もう一つは、積極的支援対象者。多分、私も健診にひっかかりまして、指導を受けて受診しております。この61名の中に私入っているかどうか、36名というのは少ないのかなと思ったりしていましたので、そこら辺まず一つ、この中身についてちょっとご説明いただければと思います。

委員長(河野 豊君)

福祉課長。

福祉課長(外山昌彦君)

ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、62ページの積極的支援指導対象者なのですが、失礼しました。

先に、動機づけ支援指導対象者ですが、特定健診の結果、軽度の方を対象としております。次に、積極的支援指導対象者については、この方については重度の方が対象となっております。

以上です。

委員長（河野 豊君）

高坂委員。

5 番（高坂 茂君）

その下のほうも関連して説明していただければと思います。その動機づけ支援指導実施者とか、そこら辺のこの数値についてです。

委員長（河野 豊君）

福祉課長。

福祉課長（外山昌彦君）

まず、動機づけ支援指導対象者については61名の方が該当しております。次に、積極的支援指導対象者、重度の方ですが、これについては36名の方が該当しております。合計で保健指導の対象者が97名となっております。このうち、動機づけ支援指導対象者61名のうち、指導した、実施した方が56名となっております。積極的支援指導対象者36名のうち実施した方が5名、合計で保健指導の実施者が61名となっており、保健指導の実施率が62.9%というふうな実施率となっております。

ちなみに、26年度の保健指導の実施率は44.6%でしたので、およそ18%ほど向上しております。

以上です。

委員長（河野 豊君）

高坂委員。

5 番（高坂 茂君）

よく説明いただきまして、ありがとうございます。

それで、軽度という定義、それからこの重度という、多分、私はどっちに入るんでしょうかね。肺がん検診もやりましたし、大腸のポリープも取りましたので、多分、積極的指導対象になるのかな。

それと、軽度の場合はかなりの支援指導の実施率というんですか。しかし、この積極的支援指導5名、これはいかななものか。多分、福祉課のほうですか、町民課ですか、どちらのほうからでも手紙が来るわけですね、受けてくださいと。そういうことで私は受けましたが、私はその中の5名なんだろうかな。そこら辺もうちょっと詳しく教えていただきたいと思っています。

委員長（河野 豊君）

福祉課長。

福祉課長（外山昌彦君）

まず、がん検診のほうを受けられているということですが、ここでいう特定保健指導については、がん検診のほうは対象としておりません。あくまでも、メタボのほうの体重とか腹囲のほうの数値を対象としております。

次に、この区分ですが、積極的支援指導対象者のところの説明文で、腹囲、BMIが基準以上で2つ以上の項目でリスクがある方ということで、ここで軽度と重度というふうに2つ分けております。高坂委員がどちらかに該当するということについては、後ほど調査の上、お答えしたいと思います。

以上です。

委員長（河野 豊君）

高坂委員。

5 番（高坂 茂君）

健康保険ですので、積極的に受けるかどうかはそれはちょっと置いておいて、我々はやはり病気ならない、事前にそういう予防とかそういう支援事業というんですか、そういうのを

やっぱり積極的にやってほしいと思いがあるわけで。ですから、昨年26年、44.6から62.9、かなりの上昇率です。目標50をはるかに超えているわけで、この努力は認めたいと思います。ただし、何というんですか、特定健診の対象者が2,561名のうちの949が受診している。これは絶対少ないと思うんですね、本当に目標は50です。

私も何年か前にもこれ質問しておりますけれども、ほとんど横ばい状態。ですから、この未受診者を、どうにか対象者が受診できるような、そういう体制をとってほしいと要望しておりました。そういったところで、常に来ない人は絶対に来ないわけで、それがその特定健診です。受けない方が来るようにするにはどうすればいいのか、そういう対策をとっているかどうか、もうちょっと具体的にそこら辺のやり方をお聞きしたいと思います。

委員長（河野 豊君）

福祉課長。

福祉課長（外山昌彦君）

まず、特定保健指導率が横ばいということですが、過去の数値を見ますと確かに横ばいの状況となっております。

それで、対策といたしましては、27年度から65歳未満の方の、特定健診ではないんですが、65歳未満の方のがん検診精密検査の助成事業も行っております。28年度からはポイントカード事業、ポイント事業ですね、健康ポイント事業を実施しております、特にこの特定健診の受診率を高めるためにポイントを創設しまして、動機づけを図って受診率の向上を今年度から図っているところであります。

以上です。

委員長（河野 豊君）

高坂委員。

5 番（高坂 茂君）

ぜひとも、この対策を急いでほしいと思います。これ以上どうにもならないんですけども。

もう一つは、関連しますけれども、がん検診。この受診率の状況はどうか、多分パー

セントは出ていると思います。そういうところでやはり病院に行かない、検診を受けない方は行った時にはもうステージ3、4という形になると思います。そういうのが多分わからなくて、そういうところで保健指導、それからがん検診、せっかく助成しているわけで。そういったところ、その数値もやはりこの報告書の中にも入れてほしいと、できますよね。

(「はい」の声あり)

5 番 (高坂 茂君)

それをお願いして質問を終わりたいと思います。

委員長 (河野 豊君)

福祉課長。

福祉課長 (外山昌彦君)

27年度から行っておりますがん精密検査の助成事業ですが、決算報告書の34ページのほう、お聞きしたいと思います。

34ページの中段からやや下のところですが、一般会計の事業のほうで行っております。がん精密検査助成事業ということで対象者が56名ありまして、そのうち精密検査を受けて助成を受けた方が38名、利用率のほうは67%であります。費用のほうは11万2,000円かかっております。

以上です。

委員長 (河野 豊君)

町長。

町長 (吉田 豊君)

ただいま健診等にかかわることでのお話でございますが、青森県の報告として弘前大学大学院社会医学の中路教授が発表していますのは、減塩だ、喫煙だといろんなお話もありますが、一番が、今ご質問を受けましたまず健診を受けない県民というのが大きな問題点であるというふうに言われております。そして、短命県という言葉が出てくるのであります

けれども、実は短命ではないんですね。短命率ですので、あの数値は。要は青森県が、極端なことを言うと他の地域に比べて、働き盛りの人が40代、50代の段階で亡くなる方が他に比べて多いというのが、寿命というか、率を下げているというんだそうです。ですから、その際の年代に何でもなかった方の長寿は他と余り青森県も変わらない。要は、働き盛りの人が亡くなる。

ですから、健診を受けて、今ご質問いただいたように要精検等があれば、ぜひすぐに病院に行っていただきたいと。まずは健診を受けてもらわなければ話にならない、がん検とか何かもですね。行っていただければ、大事に至る前に治療の段階でも治るケースがいっぱいあると。そのことが青森県の問題で、自分の健康に関しての意識が低いのかというような言葉を中路教授は話ししておりました。

私どもといたしましても、六戸としては、私は以前から減塩だ、云々だよりも健診を受けないことと、健診受けて指摘受けても病院に行かないというのが一番の問題点なんだという話をしてきましたが、最近は素人でしゃべっていましたが、専門の人もそれが青森県の大きな課題であるというふうになっておりますので、今ご質問いただいたように、私ども町の町民の健診率をより高めるように、そしてその方々はやはり町でやっているから来るのではなくて、町でやっているのも他のものも利用しながら、自分の健康に対して関心をもっと高く持っていただくということに努めてまいりたいというふうに思います。そのような姿勢でまいりたいと思います。失礼いたしました。

委員長（河野 豊君）

高坂委員。

5 番（高坂 茂君）

資料のほう、34ページにあるということで、なるほどここに書かれております。ありがとうございます。

関連しますけれども、この対象者が56名と、34ページです。受診者が38名というのは、指導を受けて医療機関を受けたというふうに理解してよろしいですか。

それと、もう一点は、要するに報告することになっておりますよね、医療機関を受診しましたかと。そういったところでほとんどの方が報告しているのか、また報告していない場合は電話等で問い合わせしているのか。そこら辺の対応をどういうふうになっているのか、ち

よっとお知らせいただきたいと思います。

委員長（河野 豊君）

福祉課長。

福祉課長（外山昌彦君）

ただいまのご質問ですが、受診者38名についてですが、これは精密検査の対象者が56名の方があって、年度内3月31日までにがんの助成事業申請した方、精密検査を病院で受けてがんの助成事業を申請した方が38名というふうな数字となっております。

それで、年度末を過ぎてそれ以降にも申請している方が何人かおられますので、実際の精密検査を受けた方の数値はもう少しふえていると思われます。

それと、このがんの助成事業の周知については、対象者に電話をして、精密検査を受けたかどうかという確認の電話をして、申請のほうをお願いしているところです。

以上です。

委員長（河野 豊君）

よろしいですか。

（「はい」の声あり）

委員長（河野 豊君）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（河野 豊君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(河野 豊君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより認定第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(河野 豊君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号 平成27年度六戸町国民健康保険事業特別会計決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号 平成27年度六戸町国民健康保険病院事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

担当課長より決算の概要について説明を求めます。

病院事務長。

病院事務長(吉田史明君)

それでは、認定第3号 平成27年度六戸町国民健康保険病院事業特別会計決算認定についてご説明申し上げます。

各特別会計決算書、57ページをお開きください。

平成27年度六戸町国民健康保険病院事業の概要であります。(イ)利用状況をごらんください。

入院患者年間延べ数1,774人、前年比1,422人減、44.5%の減。外来患者年間延べ数1万7,768人、前年比1,902人の減、9.7%の減となりました。

この結果、収益的収入は4億9,355万1,000円で、前年に比べ5,498万3,000円の減となりました。収益的支出は5億1,141万2,000円で、前年に比べ1億711万9,000円の減となり、

経常収支は1億316万1,000円の経常損失となりました。

収入には一般会計より1億4,266万1,000円の繰り入れを受けており、そのうち特別利益は8,826万8,000円であります。純損失は1,786万1,000円となりました。

次に、資本的収入及び支出でございますが、収入、支出ともに1,304万2,000円と同額であります。

次に、職員数ですが、年度末において医師2名、他24名の計26名でございます。

以上で認定第3号の説明といたします。

委員長（河野 豊君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

議事進行上、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出のほか、本会計に関連する事項について一括して質疑を受けます。

45ページから79ページまでであります。

質疑ありませんか。

委員長（河野 豊君）

高坂委員。

5 番（高坂 茂君）

今の報告書57ページ、それから59ページ。一応、関連していますので何点か質問したいと思います。

27年度は、医師2名で医業のほうやっているといます。そして、この入院患者、今受け入れてないというわけなんですけれども、実際は1日平均4.8人ということで、多分検査入院とかあります。そうした場合、ちょっと疑問に思うのは食事のほうです。どういうふうになっているのかです。食事の提供はあるのか、ないのか。栄養士さんがいませんよね、そういったところ。

それから、次のページの真ん中の表のところの医業収益はわかるんですが、この医業外収益と特別利益と、ここら辺のすみ分けはどういうふうになっているのか。ちょっと私不勉強なもので、その2点をお伺いしたいと思います。

委員 長（河野 豊君）

休憩とりますか。大丈夫ですか。

病院事務長。

病院事務長（吉田史明君）

お答えします。

食事に関しては、給食は継続しておりますので、検査入院等あった場合は即時に提供できる体制にはあります。あと管理栄養士でございますが、1名配置となっておりますので、管理栄養士はおります。

あと、医業外収益の、医業収益からご説明いたします。医業収益は入院収益、あと外来収益、これをもって医業収益としております。医業外収益でございますが、受取利息、あとは一般会計からの負担金、あとその他医業外収益ということで、医業外収益のほうの内容となっております。特別利益に関しては、不良債務解消分の8,530万円と、当初予算で過年度の収益損益ということで296万8,000円ほど当初予算から計上しているものを合わせて、特別利益は8,826万8,210円という内容となっております。

以上です。

委員 長（河野 豊君）

高坂委員。

5 番（高坂 茂君）

今の説明では、私ちょっとまだわからないんですけども、特別利益は過年度の未収分ということですか。

1つは、この前ページの57ページ、繰り入れが1億4,000万円ですよね。そういったところで全て一般会計のほうから繰り入れしているのか。その中でやはり核燃物質税とか、それから電源交付金とか、そういったものあると思いますので、そこら辺の説明ですね。それは医業外収益のところに入れているのか、そこのところもうちょっと説明していただければと思います。

委員長（河野 豊君）

病院事務長。

病院事務長（吉田史明君）

先ほどの管理栄養士でございますが、嘱託職員となりますので、こちらの58ページの（4）職員に関する事項、こちらのほうには載っておりません。あくまでも管理栄養士は嘱託となっております。

先ほどの医業外収益の部分でございますが、電源立地地域対策交付金4,800万円、これは医業外収益のその他医業外収益の中に含まれております。63ページの表になりますが、下から、その他医業外収益とあります。5,045万1,996円、この中に電源立地地域対策交付金4,800万円、あと健康管理事業ということで130万円ほどの収入が含まれております。

以上です。

委員長（河野 豊君）

高坂委員。

5 番（高坂 茂君）

やはりこの国民健康保険病院事業、繰入金が年々ふえているのは、これはこのデータを見れば一目瞭然です。それと、毎回言っているんですけども、この職員に関しても首を切るわけにはいきませんので、そうした中で今度は診療所に移行していくわけなんですけれども、やはりどう見ても前年比に比べれば全部減しています、外来患者にしても。そういったところ、これはやっぱり何らかの対策を講じていかなきゃならない。

もう一つは、やはりこの医療機関は必ず絶対必要であります。そういったところで繰り入れのほうも一般会計から、これいたし方がないと思います。そういったところでやはり今後、医療充実、これを少し抜本的に見直していくということを考えていただきたいと。そういうお願いを申し上げて質問を終わりたいと思います。

委員長（河野 豊君）

答弁はいいですか。

(「はい」の声あり)

委員長(河野 豊君)

ほかに質疑ございませんか。

山本委員。

11 番(山本 実君)

まず、病院の運営に対しましては、理事者初め職員の方々、鋭意努力していることに対しまして敬意を表したいというふうに思います。

しかしながら、一般会計からの繰入金で1億円を超える、1億4,000万円を超えてきた。これは過去において、どうなのでしょう、こういうふうな金額はないようにも見ましたが。この入院患者が減っている、そしてまた外来の患者も減っている。考えようによっては、病院とかお寺に行かないほうがいいわけでございますけれども、減っている原因というふうなものどこにあると考えておられますか。

委員長(河野 豊君)

副町長。

副町長(保土澤正教君)

ただいまの山本委員さんのご質問は、収益も減っている、それから入院患者、外来の患者さんも減っている。その原因は何とお考えかというふうなご質問だと思います。

その件に関しては、当然全体的な人口減少ということが外来の減少につながっている部分はあると思いますが、それ以外に一番大きな要因は、医師2人での対応が、入院患者、ベッド数30あるわけでございますが、それらのうち医師2人ではなかなか30床を機能させることができないと。これは負担面からいっても、医師の労働条件からいっても、当然ご理解はいただけるものと思っております。

ただ、外来の患者数に関しましても、1日平均例えば70名ぐらい、お1人で70名ぐらいを診ているということが統計的に出ていますので、十和田の中央病院あたりですと1人当たり診察患者、外来の患者は30名弱というふうに聞いていますので、そういう面からも、外来でも、私はよく2人のお医者さん頑張っているんだと、そういうふうな認識をしております。

す。ただ、2人でできることはやはり入院患者の数、あるいは外来の数の減少によっても明らかな部分だろうと、そういうふうを考えております。

以上です。

委員長（河野 豊君）

山本委員。

11 番（山本 実君）

次に聞こうと思っていたのを先に答えられまして戸惑っているところなんです、やはり医師が1名欠けているというふうなことに大きな原因があるのだろうというふうに思います。

入院患者数も減っているわけでありましてけれども、10月1日から診療所として新たにオープンするというふうなことで、条例案もあした審議をすることになっているわけですが、委員長、関連的な質問でありますけれども、この新しい条例等に触れますけれども、よろしいですか、質問して。

委員長（河野 豊君）

許します。

11 番（山本 実君）

今、委員長のお許しをいただきましたので質問いたしますが、10月1日からの診療所、そういうような流れで進んでいくわけでありましてけれども、これは入院患者を置くわけですか。その辺はどういうふうを考えていらっしゃいますか。

委員長（河野 豊君）

副町長。

副町長（保土澤正教君）

ただいま、ことしの10月1日以降の診療所についてのご質問と理解しております。

10月1日以降、入院患者を置くのかどうかという問題ですが、基本的には2人の医師では置かないという考え方をしておりますが、診療所になりますと入院患者を置く、置かないは

お医者さんの判断によるというふうに考えております。

それは、患者さんの容体もしくは検査等の必要性、いろんな状況が想定されますが、診療所になりますと普通の個人医院と同様な考え方になりますので、お医者さん1人でも入院患者を置くことは可能です。しかしながら、それが継続的に入院患者を置くことには、やはり入院患者を置きますと24時間の看護が必要になりますので、そのことはお医者さん2人では常時入院患者の対応は難しいと。しかしながら、ある病状を持った患者さんについては入院対応することもあり得るというふうに、お医者さんの判断に委ねられる部分があるというふうに認識しております。

以上です。

委員長（河野 豊君）

山本委員。

11番（山本 実君）

まず、置く、置かないは最終的には医師の判断によるものであるというふうなことを、今申されたと思います。それから、現在の2名体制では置きたくても労働というふうな部分から考えてみれば無理があるというふうな答弁だったというふうに思います。

そういたしますと、これからも今までも医師1名の確保のために、1名以上の確保のために、それこそ鋭意努力をされているということは、各議員の方々、町民の方々が認めるところであるわけでありますけれども、しかしながら、なかなか探すまでには至らなかったと。2人体制になっているわけでありますけれども、3名になればこの入院患者を、ドクターが過去において3名いたときのような状態で入院患者を受けるという考え方でよろしいのか。

委員長（河野 豊君）

副町長。

副町長（保土澤正教君）

ただいまの件は、3人のお医者さんがそろえば、従来の病院と同じように入院患者を受け入れるのかとこういうご質問かと思えます。

病院の場合は、法で定める医師の数3名以上というふうになっておりまして、病院の場合

は入院を受ける施設であると、入院が必要な患者さんは受け入れなければならないという病院の性格があります。診療所になりますとその制約はありません。入院を受けなければならないという制約はありません。したがって、お医者さんが自分のところで入院をさせて処置する、できる、やる、そういう意思のもとに入院をさせるということになります。病院はそうじゃなくて、お医者さんが定足数を満たしていれば入院をさせなければならない、来れば、という状況と大きな違いがあるものと認識しております。

ただ、お医者さんが3人そろったら、それではどうしても入院を何でかんでやるのかということになりますと、それは3人のお医者さんが入院患者対応を交互にしましょうねという合意が形成できれば入院患者を受け入れると、そういうふうなことになると考えております。したがって、合意ができない、私は日勤はできるけれども夜勤はできないというお医者さんが3名のうちの1人でもいれば、やはり入院患者対応はなかなか難しいのかなと、そういうふうにケースごとによって変わってくることにご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

委員長（河野 豊君）

山本委員。

11 番（山本 実君）

今お尋ねしているのは、実はあした、この議案の審議のときにお話をされていくことであると思うんですけども、町民の声を届けば、たくさんの方々が、ほとんどの方々が、病院から診療所に移行しましても入院ができる施設であってほしいというふうな声が圧倒的に多いわけでありまして。あとのことは明日お尋ねをするとして、町民の言葉を届けまして、きょうは終わりたいと思えます。

委員長（河野 豊君）

答弁いいですか。

（「はい」の声あり）

委員長（河野 豊君）

ほかに質疑ございませんか。

川村委員。

7 番（川村重光君）

すみません、先ほど高坂さんのときにありました嘱託、食事の件ですよね。ちょっとここ疑問に感じたものですから。嘱託職員でお食事をつくっているということですけども、何人くらいの体制でやっていたもんなのか。そしてまた、これからまた続けるとか続けない、診療所になればコンビニから買ってくるわけにもいかないし、弁当持参というわけにもいかないから、職員というの、嘱託職員を首に、首にとはなんですけれども、やめてくださいとか、そうですね。やってないの、何やっているのだろうなど。そこら辺は疑問に感じたものだから、その嘱託職員の扱いというものはどうなっているのか、ちょっと聞きたいと思います。

委員長（河野 豊君）

病院事務長。

病院事務長（吉田史明君）

管理栄養士、嘱託の管理栄養士でございますが、主に献立を考えたり、あとカロリー計算等を考えて調理する方に指導しているのが管理栄養士でございます。実際調理しているのは委託で、今給食の調理業務ということで、委託をしております。その委託で来ている調理する方が実際調理して食事をつくっているという状況でございます。

委員長（河野 豊君）

川村委員。

7 番（川村重光君）

だから、その食事をつくっている方、施設内ではつくっている、外注しているわけ。中でつくっている方はどうなるのか、首、ということをお聞きしたい。

委員長（河野 豊君）

病院事務長。

病院事務長（吉田史明君）

まず、病院の調理室で調理のほうしております。10月1日以降も、ある一定期間は給食の業務を続けるということにしております。というのも、医師2名での入院というのは当面休止とはなりますが、やはり検査入院等、医師の判断でどうしてもやっぱりこの方は入院させようとか、そういうケース等もまだ想定されますので、10月1日以降も当面の間は給食業務は続けるということで考えております。

委員長（河野 豊君）

川村委員。

7 番（川村重光君）

やっぱり今も何かつくっているわけですか。米炊いたりやっているんですか。

委員長（河野 豊君）

病院事務長。

病院事務長（吉田史明君）

お答えします。

今現在、入院患者おりませんが、やはりそういう緊急的に入院が発生するという事も考えられますので、毎日給食のほうはつくっております。3食つくっております。1食は検食といいまして、つくったものを医師もしくは看護師が食べて異物がないかどうか、味が濃いか塩分高いとか、そういう検査をして食べております。残りの2食は保存しております。冷蔵庫に入れて約1週間保存しております。例えば、食べたものが原因で食中毒になったとか、何かあった場合、やはり何が原因かという特定するために、その保存している食事から調査をするということで1週間保管します。その保管している給食で、例えば緊急的に入院患者さんが入った場合、その保存しているものを提供するということになりますので、今現在も入院患者はおりませんが、給食のほうは3食つくっております。

以上です。

委員長（河野 豊君）

川村委員。

7 番（川村重光君）

それが何人ぐらいで作業しているわけですか。

（「調理に何人ぐらい」の声あり）

委員長（河野 豊君）

病院事務長。

病院事務長（吉田史明君）

調理している方は2名おります。それプラス嘱託の管理栄養士ということで、給食に関しては3名体制で今行っております。

以上です。

委員長（河野 豊君）

川村委員。

7 番（川村重光君）

不謹慎ですけども、外注はできないよね。外注とか、そういうのはできません。物の外注というのはできない。病院としてはできるかなという可能性があるかなと思って。

委員長（河野 豊君）

病院事務長。

病院事務長（吉田史明君）

外注も考えられるんですが、ただその日入院する患者さんがどういう状態なのか、それに合わせて給食をつくることになりますので、やっぱりそれぞれ、例えば3名の患者さんが入

った場合、みんなそれぞれ同じものかというやはり症状によって別なメニューになったりもします。やっぱりカロリーを抑えるとか、塩分をもっと低くするとか、いろいろな調整等した上で提供することになりますので、今のところ外注でのその対応というのはちょっと考えておりません。

委員長（河野 豊君）

川村委員。

7 番（川村重光君）

食事も、薬は処方箋で外注といえど何ですけれども、やっていますよね。そういうふうに食事も医師の処方箋でできれば、今2人分のこの経費というか浮く可能性も出てくるのではないかなど、いろいろとやり方あるとして。結構赤字になっておりますので、一つ一つこの精査してやっていければなど、そういうこと考えながらいます。わかりました。

委員長（河野 豊君）

答弁いいですか。

（「よろしいです」の声あり）

委員長（河野 豊君）

それでは、あそこの時計で15分まで休憩いたします。

（「続けないといけないでしょう」の声あり）

委員長（河野 豊君）

まだやっていない。ごめん、ごめん。すみません、ちょっと間違えました。

大変失礼しました。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（河野 豊君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（河野 豊君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより認定第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（河野 豊君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号 平成27年度六戸町国民健康保険病院事業特別会計決算認定については原案のとおり認定されました。

ここで、大変失礼いたしました、15分まで休憩をいたします。

休憩（午前11時00分）

再開（午前11時11分）

委員長（河野 豊君）

それでは、休憩を閉じて会議を続けます。

最初に、副町長が発言があるそうですので、それを許します。

副町長。

副町長（保土澤正教君）

先ほど山本委員さんのご質問の件で、六戸の病院、平成27年度1日1人当たり七十数名の外来患者を診ているというふうにお答え申し上げましたが、73.1人というのは2人のお医者さんで73.1人でございますので、1人当たりになりますとその半分ということになりますから37人弱と。十和田の中央病院は1日当たり、1人当たり30人弱というふうにご説明いたしました。大変紛らわしい説明で、答弁は37人弱というふうにご説明させていただきます。すみませんでした。

委員長（河野 豊君）

よろしいですか。

（「はい」の声あり）

委員長（河野 豊君）

次に、認定第4号 平成27年度六戸町下水道事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

担当課長より決算の概要について説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（小林 章君）

それでは、認定第4号 平成27年度六戸町下水道事業特別会計決算認定について、こちらのピンクの表紙の決算報告書によりご説明いたします。

決算報告書の63ページをお開きください。

最初に、決算状況についてご説明いたします。

第1表、決算規模及び収支の推移をごらんください。

平成27年度決算額は歳入歳出とも3億435万7,000円で、前年度比6.3%の増となっております。

次に、歳入の主なものについてご説明いたします。

第2表、歳入決算額の状況の収入済額の欄をごらんください。

1款分担金及び負担金は受益者負担金で142万4,000円、2款使用料及び手数料は下水道使用料ほかで3,045万1,000円、4款繰入金は一般会計繰入金ほかで2億6,131万円、7款町債は1,110万円となっております。

続きまして、歳出の主なものについてご説明いたします。

64ページ、第4表、歳出決算額の状況をごらんください。

1款事業費は総務管理費及び建設事業費であり、主に施設の維持管理経費等で7,877万8,000円、2款公債費は長期資金償還元金及び利子分として2億2,557万9,000円となっております。

以下、65ページ、66ページは施策の概要でございます。

以上で認定第4号の説明といたします。

委員長（河野 豊君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

歳入、歳出を一括して質疑を受けます。

80ページから102ページまでであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（河野 豊君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（河野 豊君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより認定第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(河野 豊君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号 平成27年度六戸町下水道事業特別会計決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号 平成27年度六戸町農業集落排水事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

担当課長より決算の概要について説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長(小林 章君)

認定第5号 平成27年度六戸町農業集落排水事業特別会計決算認定について、決算報告書によりご説明いたします。

決算報告書の67ページをお開きください。

最初に、決算状況についてご説明いたします。

第1表、決算規模及び収支の推移をごらんください。

平成27年度決算額は歳入歳出とも1億3,237万2,000円で、前年度比3%の増となっております。

歳入の主なものについてご説明いたします。

第2表、歳入決算額の状況の収入済額の欄をごらんください。

2款使用料及び手数料は下水道使用料ほかで1,342万3,000円、3款繰入金は一般会計繰入金で1億1,769万9,000円となっております。

続きまして、歳出の主なものについてご説明いたします。

68ページ、第4表をごらんください。

1 款事業費は総務管理費及び建設事業費であり、主に施設の維持管理経費等で2,850万9,000円、2 款公債費は長期資金償還元金及び利子分として1億386万3,000円となっております。

以下、69ページは施策の概要でございます。

以上で認定第5号の説明といたします。

委員長（河野 豊君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

歳入、歳出を一括して質疑を受けます。

103ページから119ページまでであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（河野 豊君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（河野 豊君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより認定第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（河野 豊君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号 平成27年度六戸町農業集落排水事業特別会計決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号 平成27年度六戸町介護保険事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

担当課長より決算の概要について説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（外山昌彦君）

認定第6号 平成27年度六戸町介護保険事業特別会計決算認定についてご説明いたします。決算報告書の70ページをお開き願います。

1号被保険者の状況は、平成28年3月31日現在で前年度比85人、2.6%増の3,352人であり、高齢化率は0.8%増の30.75%でございます。

介護保険料の所得段階は第9段階までの9つの区分となっており、賦課人数は表のとおりです。全体に占める割合は、第4階層が24.4%と一番多く、次に第1階層が22.6%、第5階層が12.4%という順となっております。

要支援、要介護認定状況は中ほどの表のとおりであり、28年3月現在で603人で、認定率は0.3%減の18%となっております。

平成28年3月分のサービス利用状況は次の表のとおり、居宅サービス利用者が402人あります。施設サービス利用者の介護老人福祉施設が88人、介護老人保健施設が30人、介護療養型医療施設が10人あります。地域密着型サービス利用者が65人となっております。

次に、決算状況についてご説明いたします。

次のページ第1表をごらんください。

平成27年度歳入決算額は前年度比3.1%増の14億543万8,000円、歳出決算額は前年度比4.3%増の14億444万7,000円となり、歳入歳出差引額99万1,000円を全額基金に繰り入れいたしました。

次に、歳入決算額の主な内容についてご説明いたします。

第2表の収入済額の欄をごらんください。

1号被保険者分である1款保険料は2億4,986万円となり、国負担分である5款国庫支出金は3億5,431万8,000円、2号被保険者分である6款支払基金交付金は3億6,575万4,000円、県負担分である7款県支出金は1億9,384万2,000円、9款繰入金では一般会計及び基金繰入金として2億3,724万6,000円となっております。

次に、第3表、歳出決算額の主なものは、介護保険のサービスに係る2款保険給付費は前年度比2.0%増の12億7,983万6,000円で、歳出総額の91.1%を占めております。4款基金積立金では、介護保険財政調整基金積立金として1,547万円となっております。予防事業等に係る5款地域支援事業費は、前年度比2.7%減の3,444万6,000円となっております。6款諸支出金では、介護給付費負担金返還金及び介護保険財政安定化基金貸付金償還金等として1,547万円となっております。昨年度より1,200万円ほど増加しておりますが、平成24年度から26年度までの第5期介護保険事業計画において、保険料収入不足に伴い県の介護保険財政安定化基金を借り入れした償還金が1,100万円増加したためであります。

72ページから75ページは施策の概要であります。

以上で認定第6号の概要説明といたします。

委員長（河野 豊君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

歳入、歳出を一括して質疑を受けます。

120ページから124ページまでであります。

質疑ありませんか。

下田委員。

6番（下田敏美君）

156ページ、157ページ、一次予防事業。

前にも質問しましたがけれども、使用料及び賃借料、湯遊クラブ会場使用料73万1,000円、入浴料65万円。報告書の74ページなんですけど、モリランド46回で1,379人、1回当たり30人。それから六戸ヘルスセンターは41回、1,128人、1回当たり25人。青森屋37回で1,663人、1回当たり45人、突出していますけれども、現場を預かる包括支援センターの次長にお伺いします。

今年度、青森屋がなくなったことにより参加者が減っているのか、またそのまま現状維持しているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

委員長（河野 豊君）

福祉課次長。

福祉課次長（辻浦智賀子君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

青森屋から今年度は六戸ヘルスセンターのほうに会場を変更して実施しているところなんですけれども、参加者の人数におきましては1回45人から50名程度で推移しております。なので、大きな減少等はない状況です。4月からの新規参加者につきましては、6名ほど新規の参加者があります。この6名に関しましては、ほとんどロコミによる参加になっております。

以上です。

委員長（河野 豊君）

下田委員。

6 番（下田敏美君）

参加者から聞くと非常に次の入浴が待ち遠しいという意見がありますので、これからも引き続き、楽しい事業を取り入れながら実施していただきたいと思います。

委員長（河野 豊君）

よろしいですか。

（「いや、次長」の声あり）

委員長（河野 豊君）

福祉課次長。

福祉課次長（辻浦智賀子君）

ありがとうございます。今後も町民の方たちの健康等を考えながら予防事業のほうを推進していきたいと思っております。

ありがとうございます。

委員長（河野 豊君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（河野 豊君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（河野 豊君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより認定第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（河野 豊君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号 平成27年度六戸町介護保険事業特別会計決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号 平成27年度六戸町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

担当課長より決算の概要について説明を求めます。

町民課長。

町民課長（川原 徹君）

認定第7号 平成27年度六戸町後期高齢者医療特別会計決算認定について、決算報告書によりご説明いたします。

決算報告書の76ページをごらんください。

まず、一般状況の後期高齢者医療対象者数は27年度末で1,776人、対前年度比1.1%の増となっております。

最初に、財政状況についてご説明いたします。

第1表をごらんください。

歳入決算額は1億351万5,000円、対前年度比6%の増、歳出決算額は1億255万7,000円、対前年度比5.8%の増となり、歳入歳出差額は95万8,000円で、全額を繰り越しいたしました。

歳入の主なものについてご説明いたします。

第2表の収入済額の欄をごらんください。

主なものは1款後期高齢者保険料5,521万7,000円、3款繰入金4,725万6,000円となっております。

次に、歳出ですが、77ページの第4表をごらんください。

主なものは、1款総務費で、人件費及び後期高齢者医療システム保守業務委託料等として1,085万円、2款分担金で、広域連合負担金で9,147万1,000円となっております。

78ページは施策の概要であります。

以上で認定第7号の説明といたします。

委員長（河野 豊君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

歳入、歳出を一括して質疑を受けます。

165ページから181ページまでであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(河野 豊君)

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(河野 豊君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより認定第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(河野 豊君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号 平成27年度六戸町後期高齢者医療特別会計決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第8号 平成27年度六戸町霊園事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

担当課長より決算の概要について説明を求めます。

町民課長。

町民課長（川原 徹君）

認定第8号 平成27年度六戸町霊園事業特別会計決算認定について、決算報告書によりご説明いたします。

決算報告書の79ページをごらんください。

最初に、決算状況についてご説明いたします。

第1表をごらんください。

平成27年度決算額は歳入歳出とも前年度比0.7%減の907万6,000円となりました。

歳入についてご説明いたします。

第2表の収入済額の欄をごらんください。

第1款使用料及び手数料では霊園使用料及び管理料で63万5,000円、3款繰入金は一般会計からの繰入金844万1,000円となっております。

なお、27年度の許可数は2区画でありました。

続いて歳出ですが、80ページの第4表をごらんください。

第1款事業費は霊園管理費であり、81ページの施策の概要に記載しておりますように、主に霊園清掃管理委託と長期資金元利償還金等で907万6,000円となっております。

以上で認定第8号の説明といたします。

委員長（河野 豊君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

歳入及び歳出を一括して質疑を受けます。

182ページから194ページまでであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（河野 豊君）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(河野 豊君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより認定第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(河野 豊君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号 平成27年度六戸町霊園事業特別会計決算認定については原案のとおり認定されました。

以上をもちまして、本決算特別委員会に付託されました認定第1号から認定第8号までの平成27年度一般会計決算認定1件、各特別会計決算認定7件、合計8件の議案の審査が終了いたしました。

審査の結果はいずれも原案のとおり認定であります。つきましては、9月7日の本会議において、その旨をご報告申し上げますとともに、この2日間、委員各位のご協力により決算特別委員会委員長の職務を果たすことができ、まことにありがとうございました。心から厚くお礼を申し上げます。

以上で決算特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会(午前11時35分)